

## 非常勤講師雇用規程

### 国立大学法人和歌山大学非常勤講師雇用規程

制 定 平成 16 年 4 月 1 日

法人和歌山大学規程第 45 号

最終改正 令和 4 年 1 月 25 日

#### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における非常勤講師の雇用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規程で非常勤講師とは、次の各号に定める者で常時勤務することを要しない者をいう。

- (1) 本学の学部、大学院研究科及び附属機関等において、授業科目を担当する者
- (2) 教育学部附属小学校、教育学部附属中学校又は教育学部附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）において、授業科目等を担当する者

#### (採用方法)

第3条 非常勤講師の採用は、選考によるものとする。

2 非常勤講師として採用されることを希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) その他、本学が必要と認める書類

#### (労働契約の期間)

第4条 労働契約の期間は、1会計年度の範囲内で、個々の非常勤講師ごとに定める。

#### (労働契約の更新)

第5条 労働契約は更新しない。

2 前項の規定は、担当する授業科目又は講義等の遂行上必要と認められる範囲内において、新たな労働契約の締結を妨げるものではない。

#### (年齢制限)

第5条の2 非常勤講師として労働契約し得る者の年齢は70歳未満とする。ただし、その年度中に70歳を超える場合、契約期間はその年度の末日までを限度とする。

2 特別な事情がある場合は、各部局の教授会等の議を経て、例外的に70歳以上の者を非常勤講師として労働契約を締結することができる。この場合、当該部局の長は、教員組織運営委員会に理由を付して報告しなければならない。

#### (勤務条件の明示)

第6条 非常勤講師の採用に際しては、採用をしようとする者に対して、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付する。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 勤務日及び勤務時間等に関する事項
- (5) 退職に関する事項

#### (勤務時間)

第7条 非常勤講師の勤務時間は、1日について8時間以内、1週間にについて30時間以内とする。

## 非常勤講師雇用規程

### (給与)

第8条 非常勤講師の給与は、時間給とする。

#### (時間給の決定)

第9条 非常勤講師の時間給は、次の各号に定める区分に応じた額とする。

- (1) 客員教授の称号を付与される者 8, 300円
- (2) 客員准教授の称号を付与される者 8, 000円
- (3) 附属学校の教員で、教育学部の授業科目を担当する者 2, 500円
- (4) 附属学校の授業科目を担当する者 2, 500円
- (5) 前4号に規定する以外の者 別表に定める区分による

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情ある場合は、その都度別に定めることができる。

#### (交通費)

第10条 非常勤講師にかかる交通費については、別に定める基準により支給する。

#### (退職)

第11条 非常勤講師が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 労働契約の期間が満了したとき
- (2) 退職を願い出たとき
- (3) 死亡したとき

2 前項の退職の願い出は、退職の日の2週間前までに行うものとする。

#### (退職証明書)

第12条 退職する者が退職証明書の交付を請求する場合には、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次に掲げる事項のうち、請求を受けた事項とする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由

#### (解雇)

第13条 非常勤講師が次の各号の一に該当するときは、労働契約期間の満了前に解雇する。

- (1) 勤務成績が不良であるか能力不足が著しく、改善の見込みが無い場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合
- (3) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (4) 予算の減少等やむをえない事情がある場合
- (5) その他前各号に準ずるやむをえない事由がある場合

2 前項の各号により非常勤講師を解雇する際に、非常勤講師から請求があった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

#### (解雇预告)

第14条 前条の規定により非常勤講師を解雇する場合は、解雇しようとする日の30日以上前に本人に予告する。

2 前項の予告を行わなかった場合又は前項に規定する日までに予告を行わなかった場合

## 非常勤講師雇用規程

は、平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、以下の各号により所轄労働基準監督署の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 天災事変その他やむを得ない事由のため、本学の事業の継続が不可能となった場合
  - (2) 本人の責に帰すべき事由によって解雇する場合
- 3 前項の予告の日数は、1日につき平均賃金を支払うことにより、その日数分を短縮することができる。

(労働契約の解約等)

第15条 担当する授業科目が開講されなくなった場合は、労働契約の解約又は一部変更(以下「解約等」という。)をする。

- 2 前項により労働契約の解約等をする際に、非常勤講師から請求があった場合は、解約等の理由を記載した証明書を交付する。
- 3 前2項により労働契約の解約等する場合は、前条に準じて解約等の予告を行うものとする。

(服務規律及び懲戒)

第16条 非常勤講師の服務規律及び懲戒については、国立大学法人和歌山大学臨時職員就業規則第15条、第16条、第37条から第41条までを準用する。

### 附 則

- 1 この規程は平成16年4月1日から施行する。
- 2 客員教授又は客員准教授の称号を付与される者のうち、法人化前の和歌山大学より客員教授又は客員助教授の称号を付与されていた者について、その時間給が、第9条に規定する時間給を超えて決定されていた場合、同条の規定にかかわらず、当分の間、同条に規定する時間給に、その差額を加えたものを時間給とすることができる。

附 則(平成16.8.26一部改正：法人和歌山大学規程第332号)

この改正規程は、平成16年8月26日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、平成16年7月1日から適用する。

附 則(平成17年1月17日一部改正：法人和歌山大学規程第359号)

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第579号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第754号)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第914号)

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1320号)

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1383号)

- 1 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 第5条第2項における「通算有期労働契約期間」において、平成25年4月1日以後、本学との労働契約が無い期間(以下「無契約期間」という。)が6ヶ月(無契約期間の直前

## **非常勤講師雇用規程**

の通算有期労働契約期間が1年間に満たない場合は、その通算有期労働契約期間の二分の一の期間(1ヶ月に満たない端数を生じたときは、これを1月とみなす)以上ある場合は、当該無契約期間前の有期労働契約期間を含めないものとする。

附 則(平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1491号)  
この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1638号)  
この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1829号)  
この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月1日一部改正：法人和歌山大学規程第2008号)  
この改正規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(令和元年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2210号)  
この改正規程は、令和元年11月20日から施行する。

附 則(令和3年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2333号)  
この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2366号)  
この改正規定は、令和3年6月28日から施行する。

附 則(令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2490号)  
この改正規定は、令和4年11月25日から施行する。

## 非常勤講師雇用規程

別表

大学卒業後の年数	短期大学卒業後の年数	時間給
大学卒業後 19 年以上	短大卒業後 23 年以上	5, 100 円
大学卒業後 10 年以上 19 年未満	短大卒業後 14 年以上 23 年未満	4, 800 円
大学卒業後 6 年以上 10 年未満	短大卒業後 9 年以上 14 年未満	4, 500 円
大学卒業後 6 年未満	短大卒業後 9 年未満	3, 700 円

備考 卒業後の年数は、雇用する年度の初日の前日のものとし、上記学歴のうち最も新しいものに応じて適用する。ただし、短期大学卒業によることが有利な場合は、その区分によることができる。なお、学歴が短期大学卒業以下の場合は、当該学歴と短期大学との修学年数の差を当該学歴以後の年数より減じ、短期大学卒業の区分によることとする。